

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二津屋福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬及び実費弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第4条 理事長及び業務担当理事の報酬は、別表2により支給する。ただし、職員給与の支給を受けている理事については、別表2に掲げる報酬を支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費・宿泊費を支給することができる。

2 職員を兼務する理事は、この規定は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法人二津屋福社会定款第8条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人二津屋福祉会役員旅費規程（平成9年4月1日）は、廃止する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	摘 要
理事会出席報酬	日額 6, 200円	
評議員会出席報酬	日額 6, 200円	

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	摘 要
理事長報酬	月額 20万円	週24時間勤務(総年間1200時間勤務)
業務担当理事報酬	月額 25万円	週30時間勤務(総年間1500時間勤務)
理事及び評議員業務報酬	日額 6, 200円	
監事報酬	日額10, 400円	

別表3 (第6条関係)

名 称	報 酬	旅費・宿泊費
報酬及び旅費・宿泊費	日額 6, 200円	交通費(実費相当額)と宿泊費(一泊当り13,000円)

別表4 (第7条関係)

名 称	報 酬	摘 要
理事長出席要請者報酬	日額 6, 200円	